

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会

定款

(平成 21 年 4 月 7 日制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県臨床工学技士会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、臨床工学に関する知識の普及啓発並びに会員の学術技能の研鑽及び倫理の高揚を図り、もって滋賀県における福祉、医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学に関する知識の普及啓発に関する事業
- (2) 臨床工学に関する学会、講演会及び研究会の開催及び参加に関する事業
- (3) 生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する調査、研究及び指導に関する事業
- (4) 各関係団体、地域団体及び福祉団体との交流又は連携に関する事業
- (5) 会誌及び会報の発行に関する事業
- (6) 会員の職業倫理の高揚、福利及び相互扶助に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(広告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子広告により行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次に定めるとおりとする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条の規定による臨床工学技士の免許を有し、滋賀県に居住又は勤務する者で、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費又は賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき、又は解散したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、当該総会で、

その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を毀損したとき。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び選任)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 理事 3人以上20人以内(会長及び副会長を含む)
 - (4) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
 - 4 理事の互選により常務理事5人を定める。
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 6 会長を法人の代表理事、副会長を法人の業務執行理事とする。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会において、あらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき業務を分掌して、これを処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会に報告をすること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第14条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することを要する。この場合においては、当該総会で、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、実費は弁償して差し支えないものとする。

(顧問及び参与)

第17条 本会に、顧問及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。

- 3 顧問は本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与には、第14条を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第5章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、社員総会（本定款では「総会」という）及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承認
(3) その他本会の運営に関する重要な事項
2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
(3) 監事が招集したとき。
3 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
(1) 通常理事会は、毎事業年度10回開催する。
(2) 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1. 会長が必要と認めたとき開催する。
2. 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
3. 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
4. 監事が招集したとき。

(招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号に規定する場合を除いて会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときはその請求があった日から30日以内に、同条第3項第2号の規定による請求があったときはその請求があった日から14日以内に、臨時総会又は理事会を招集しなければならない。
3 会長は、総会を招集するときは、会員に対し、開会の日の7日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会においては、出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び事業計画等

(資産及び基金の拠出)

第28条 本会の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 拠出された基金

(2) 入会金、会費及び賛助会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

2 本会は、社員又は第三者に対し基金の拠出を募集することができ、その基金の募集、割り当て及び振込み等の手続については、理事会の多数決で会長が別に定める「基金取扱い規定」によるものとする。

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、第28条の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年一期とする。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を経て総会の議決を経なければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、総会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第33条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受け理事会の承認を得て、その事業年度終了後3月以内に総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、理事会の承認を経て、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律148条2号から7号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、かつ、滋賀県知事の許可を得て、本会と類似の目的を持つ公益事業を営む団体に寄附するものとする。

第8章 附 則

(委 任)

第36条 本定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第37条 設立初年度の事業年度は本会の設立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員)

第38条 本会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 西村 和典

設立時理事 中川 文博

設立時理事 井上 一生

設立時理事 久郷 稔

設立時監事 安田 眞知子

設立時監事 井狩 研治

(設立時社員の氏名、住所)

第39条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

「住所」

「氏名」西村 和典

「住所」

「氏名」中川 文博

「住所」

「氏名」井上 一生

「住所」

「氏名」久郷 稔

「住所」

「氏名」安田 眞知子

「住所」

「氏名」井狩 研治

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。